

# 安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事

NO	図面名
D-01-1	特記仕様書（建築工事改修工事編）（1）
D-01-2	特記仕様書（建築工事改修工事編）（2）
D-02	建物・工事概要、付近見取図、配置図
D-03	平面図
D-04	断面図・矩計図
D-05	平面詳細図
D-06	展開図
D-07	雑詳細図
M-01-1	特記仕様書（機械設備工事改修工事編）（1）
M-01-2	特記仕様書（機械設備工事改修工事編）（2）
M-02	コンテナ洗浄室廻り給排水設備図
参考図	M-3 給排水衛生設備 屋外平面図
参考図	M-5 給排水衛生設備 1階平面図①
参考図	M-6 給排水衛生設備 1階平面図②

特記仕様書（建築改修工事編）			
I 工事概要	高知県 安芸市 川北甲5622	(都市計画区域 内・㊦)	
1. 工事場所	1,349.31	m <sup>2</sup>	
2. 敷地面積	S造・一部2	階	
3. 構造・規模	816.62	m <sup>2</sup>	5. 延床面積 1013.80 m <sup>2</sup>
4. 建築面積	給食センター		
6. 主要用途			
II 建築改修工事仕様			
1. 共通仕様	<p>(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という）による。</p> <p>(2) 電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備改修工事の仕様書は( )図、機械設備改修工事の仕様書は( )図による。</p> <p>(3) 受注者は完了検査（中間検査を含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）を用意すること。</p>		
2. 特記仕様	<p>(1) 項目は、㊦印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、㊦印の付いたものを適用する。 ㊦印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ㊦印と㊦印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3) 特記事項に記載の[ . . . ]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(4) 特記事項に記載の( . . . )内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(5) ㊦印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。</p> <p>(6) 標準仕様書又は改修標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。</p>		

1 各章共通事項	㊦適用基準及び区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 建築工事監理指針（上下巻） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）</li> <li>※ 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）</li> <li>・ 鉄骨設計標準図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修</li> <li>・ 鉄骨工事技術指針 工場製作編 工事現場施工編 日本建築学会</li> <li>※ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）</li> <li>※ 建設副産物適正処理推進要綱</li> <li>※ 建築材料等評価名簿 国土交通大臣官房官庁営繕部監修</li> <li>※ 工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 国土交通大臣官房官庁営繕部監修</li> </ul> <p>・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画書として提出する。 区分等 基準風速 V0=( ) m/s 地表面粗度区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ） 積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ ）</p>	[1.3.3]
	㊦施工条件	<p>施工時間帯 ※指定なし ・指定有り（ ）</p> <p>部位別の施工順序 ※指定なし ・指定有り（ ）</p>	[1.3.5]
	・発生材の処理	<p>・引き渡しを要するもの（ ）</p> <p>・特定管理産業廃棄物（種類： 処理方法： ）</p> <p>・現場において再利用を図るもの（ ）</p> <p>・再生資源化を図るもの（ ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材） ※廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。</p>	[1.3.12]
	㊦材料の品質等	<p>[1.4.2]</p> <p>本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1）から6）の事項を満たすものとする</p> <p>1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること</p> <p>2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること</p> <p>3）安定的な供給が可能であること</p> <p>4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること</p> <p>5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること</p> <p>6）販売、保守等の営業体制が整えられていること</p> <p>なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品及び同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受けること。</p> <p>製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、平成19年3月30日付け18高建管第881号「土木部発注工事で使用する木材の合法性の確認について（通知）」による証明書等を、監督職員に提出する。</p>	
・石綿含有建材の調査	<p>調査 [1.5.1]</p> <p>※ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ）</p> <p>・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイト、クロソライト、トレモライト</p>		

分析方法		
材 料 名	定性分析 (JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2)	定量分析 (JIS A 1481-3 または JIS A 1481-4)
	・ 箇所数( )	・ 箇所数( )
	・ 箇所数( )	・ 箇所数( )
	・ 箇所数( )	・ 箇所数( )
	・ 箇所数( )	・ 箇所数( )
サンプル数	1箇所あたり3サンプル	
採取箇所	・ 図示	
調査項目	・ 防水改修 ㊦外壁改修 ㊦( 庇 ) [1.6.2]	
調査範囲	※図示	
調査方法	※テストハンマーによる打診及び目視 ・ 図示 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に2部提出する。 （必要に応じ写真等を添付する）	
既存部分の破壊を行った場合の補修方法	※図示 [1.6.3]	
	[1.7.2]	
工事種目	技能検定職種	技能検定作業の種別
仮設工事	とび	・とび作業
防水改修工事	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</li> <li>・合成ゴムシート防水工事作業</li> <li>・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・メルト系防水工事作業</li> <li>・シーリング防水工事作業 ・FRP防水工事作業</li> <li>・改質アスファルトシート工法防水工事作業</li> <li>・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業</li> </ul>
	建築板金	・内外装板金作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア工作業
内装改修工事	建築大工	・大工工事作業
	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
	内装仕上施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業</li> <li>・木質系床仕上げ工事作業 ・ボード仕上げ工事作業</li> <li>・化粧フィルム工事作業</li> </ul>
	熱絶縁施工	・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業
	表装	・壁装作業
	左官	・左官作業
	タイル張り	・タイル張り作業
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業
耐震改修工事	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業
	型枠施工	・型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・構造物鉄工作業
	とび	・とび作業
環境配慮改修工事	配管	・建築配管作業
	路面表示施工	・溶融ペイントマーク工事作業 ・加熱ペイントマーク工事作業
	造園	・造園工事作業
・室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること 測定対象室及び測定箇所数 ※図示（仕上表備考欄） ㊦( 1 ) 箇所 [1.7.9]</p>	
・室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策	<p>※屋内に使用する材料は、揮発性有機化合物（VOC）の放散による健康への影響に配慮し、次の条件を満たすものとする。</p> <p>対象建築材料等 使用制限</p> <p>①合板、木質フローリング、構造用合板、集成材、単板積層板、MDF、パーティクルボード、ウレタン樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、仕上げ塗材 F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする</p> <p>②塗料 ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性系のものである クロルビリネス、ダイジン、フェノールを含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理は工場で行い、十分乾燥した後現場搬入する</p> <p>③木材保存剤（防霉処理、防蟻処理等） 1）ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないものとする 2）フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする</p> <p>④内装用接着剤、木工用接着剤</p> <p>⑤家具、書架、実験台、什器、化粧洗面台、流し台 ①②③④の建築材料を使用する場合はF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆☆又は同等品を使用する</p>	
	<p>室内に関わる材料は（上記①～⑤及び建具、シール材、その他その接着剤や塗料の溶剤まで含む）については、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルキシル、クロルビリネス、ダイジン、フェノールを有無または成分について一覧表に記入し、その資料を添付して提出するものとする。</p>	

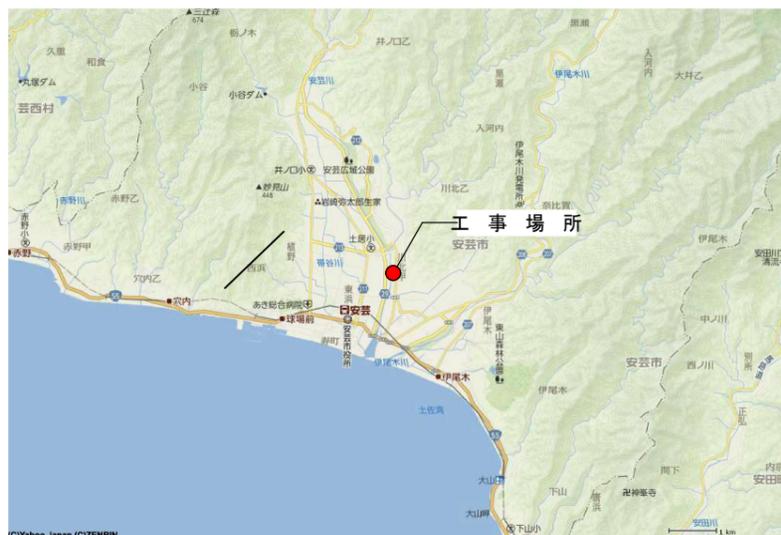
㊦完成時の提出図書	<p>※完成図（配置図、各階平面図、各立面図、断面図、仕上表）CADデータ（CD-R）とも 記入内容は標準仕様書表1.7.11による。仕上表には、マーカー名及び品番、色番号等を記入する。 ※施工計画書（A4ファイル縦じり 提出部数：1部） ※施工図（CADデータ 提出部数：1部） ※保全に関する資料（提出部数 ※1部 ・ 部）</p> <p>※工事写真・完成写真 写真データ（CD-R）とも</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>分類規格</th> <th>提出部数</th> <th>部 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前及び工事中</td> <td>カラー ※サービス版</td> <td>工程毎</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">完成時</td> <td>カラー ※キャビネット版</td> <td>枚</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>カラー ・全紙版（7#2額縁入）</td> <td>枚</td> <td>部</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>枚</td> <td>部</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事写真については、隠蔽となる部分は全て撮影すること。 デジタル写真の仕様は1 適用基準及び区分の工事写真撮影ガイドブックによる。 ※上記の他、完成写真内外6面程度（カラーサービス版）、及びその画像データを完成検査時に1部提出する。 ※電子納品とする場合は、「高知県電子納品運用に関するガイドライン工事編」により、予め監督職員と協議を行う。</p> <p>標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>・ 行う（内容） ※行わない</p> <p>提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。</p> <p>設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工範囲</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁貫通部の補強</td> <td>※本工事 ・別途工事</td> </tr> <tr> <td>梁貫通部のスリーブ</td> <td>・本工事 ※別途工事</td> </tr> <tr> <td>自動閉閉装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、ドアヒンジ</td> <td>※本工事 ・別途工事</td> </tr> <tr> <td>天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強</td> <td>※本工事 ・別途工事</td> </tr> <tr> <td>軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地</td> <td>・本工事 ※別途工事</td> </tr> <tr> <td>埋込形分電盤、消火栓等の仮柱及び補強</td> <td>・本工事 ※別途工事</td> </tr> <tr> <td>照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート</td> <td>・本工事 ※別途工事</td> </tr> <tr> <td>電気室、自家発電室などのビット（蓋含む）</td> <td>※本工事 ・別途工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダクトカット切りとする</p>		区 分	分類規格	提出部数	部 数	着工前及び工事中	カラー ※サービス版	工程毎	1部	完成時	カラー ※キャビネット版	枚	部	カラー ・全紙版（7#2額縁入）	枚	部	・	枚	部	施工範囲	区 分	梁貫通部の補強	※本工事 ・別途工事	梁貫通部のスリーブ	・本工事 ※別途工事	自動閉閉装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、ドアヒンジ	※本工事 ・別途工事	天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強	※本工事 ・別途工事	軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地	・本工事 ※別途工事	埋込形分電盤、消火栓等の仮柱及び補強	・本工事 ※別途工事	照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート	・本工事 ※別途工事	電気室、自家発電室などのビット（蓋含む）	※本工事 ・別途工事
区 分	分類規格	提出部数	部 数																																			
着工前及び工事中	カラー ※サービス版	工程毎	1部																																			
完成時	カラー ※キャビネット版	枚	部																																			
	カラー ・全紙版（7#2額縁入）	枚	部																																			
	・	枚	部																																			
施工範囲	区 分																																					
梁貫通部の補強	※本工事 ・別途工事																																					
梁貫通部のスリーブ	・本工事 ※別途工事																																					
自動閉閉装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、ドアヒンジ	※本工事 ・別途工事																																					
天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強	※本工事 ・別途工事																																					
軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地	・本工事 ※別途工事																																					
埋込形分電盤、消火栓等の仮柱及び補強	・本工事 ※別途工事																																					
照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート	・本工事 ※別途工事																																					
電気室、自家発電室などのビット（蓋含む）	※本工事 ・別途工事																																					
㊦撤去部分	<p>[2.2.1]</p> <p>足場を設ける場合、改修標準仕様書2.2.1によるほか、設置においては、「手すり先行工法に関するガイドライン」別紙1（手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準）における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 外部足場に設ける防護シート等 ・養生シート※JISA8952のI類に適合するもの （建築工事中シートでシートだけで落下物の危害防止に使用できるもの） ・防音シート ・探光防音シート ・養生ネット</p> <p>[2.3.1]</p> <p>既存部分の養生方法 ※ビニールシート等 ・ ( ) 既存家具等の養生方法 ※ビニールシート等 ・ ( ) 既存ブライント、カーテン等の養生方法及び保管場所 ・ 図示 ( ) 固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・ 行う ( 図示： )</p>																																					
・足場等	<p>[2.3.2][表2.3.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">下 地</th> <th colspan="2">仕上材（厚さ mm）</th> <th rowspan="2">充てん材</th> <th rowspan="2">塗 装</th> </tr> <tr> <th>厚さ mm</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・木下地 ※軽量鉄骨</td> <td>※せっこうボード（※9.5 ・ ） ・合板（※9.0 ・ ）</td> <td></td> <td></td> <td>・片面 ※無し</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・木下地 ※軽量鉄骨</td> <td>※せっこうボード（※9.5 ・ ） ・合板（※9.0 ・ ）</td> <td></td> <td></td> <td>・片面 ※無し</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>・単管下地</td> <td>防炎シート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・仮設扉</td> <td>※木製扉 ・鋼製扉</td> <td>※合板張り程度 ・</td> <td></td> <td></td> <td>※無し ・有り</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	下 地	仕上材（厚さ mm）		充てん材	塗 装	厚さ mm	塗 装	・A種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード（※9.5 ・ ） ・合板（※9.0 ・ ）			・片面 ※無し	・B種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード（※9.5 ・ ） ・合板（※9.0 ・ ）			・片面 ※無し	・C種	・単管下地	防炎シート				・仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	※合板張り程度 ・			※無し ・有り				
種 別	下 地	仕上材（厚さ mm）			充てん材	塗 装																																
		厚さ mm	塗 装																																			
・A種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード（※9.5 ・ ） ・合板（※9.0 ・ ）			・片面 ※無し																																	
・B種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード（※9.5 ・ ） ・合板（※9.0 ・ ）			・片面 ※無し																																	
・C種	・単管下地	防炎シート																																				
・仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	※合板張り程度 ・			※無し ・有り																																	
・仮設間仕切り	<p>[2.4.1]</p> <p>・ 設ける ・ 構内に新設する（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書（施工条件明示）による） ・ 既存建物内の一部を使用する（場所） ※設けない</p> <p>構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・ 無償） ・ 利用できない</p> <p>構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・ 無償） ・ 利用できない</p>																																					
・監督職員事務所	<p>[2.4.1]</p> <p>・ 設ける ・ 構内に新設する（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書（施工条件明示）による） ・ 既存建物内の一部を使用する（場所） ※設けない</p> <p>構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・ 無償） ・ 利用できない</p> <p>構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・ 無償） ・ 利用できない</p>																																					
㊦工事用水	<p>構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・ 無償） ・ 利用できない</p>																																					
㊦工事用電力	<p>構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・ 無償） ・ 利用できない</p>																																					
特記仕様書（建築改修工事編）（1）		TITLE 安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事																																				
株式会社 9 & 9 設 計	キョウアンドキョウ	MANAGED ARCHITECT 一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一																																				
高知県知事 登録 1 1 6 号 高知県 高知市 比島町 3 丁目 1 9 番 9 号 TEL: (088) 822-9191 FAX: (088) 822-9468 E-mail: kyukyukcb-net.ne.jp		DATE 2025.1.25																																				
		DRAWN BY 一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正																																				
		CHECKED BY 一級建築士 大臣登録 90254 野中勉一																																				
		SHEET NO D-01-1																																				



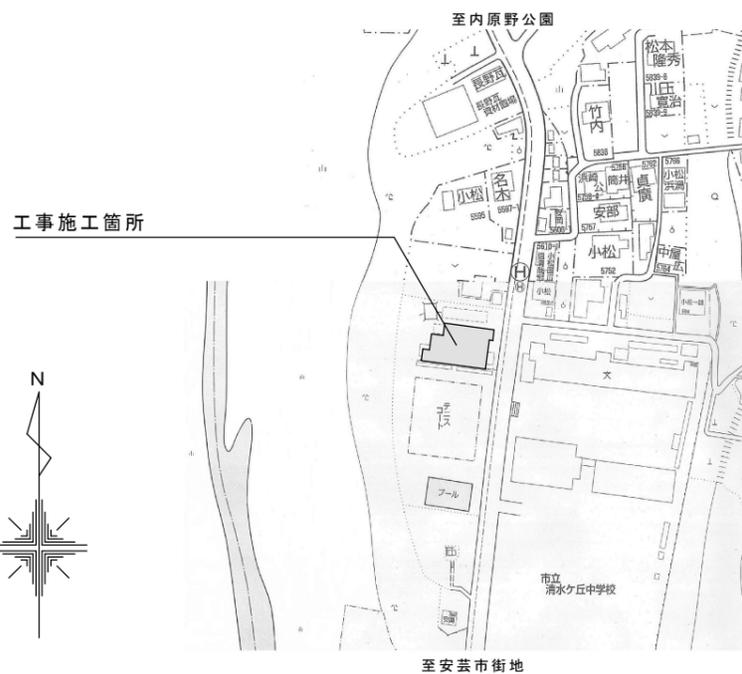
建物概要

- 1. 工事場所 高知県 安芸市 川北甲5622 (都市計画区域 内・外)
- 2. 敷地面積 1,349.31 m<sup>2</sup>
- 3. 構造・規模 S造・一部2階建
- 4. 建築面積 816.62 m<sup>2</sup>  
(建築基準法 面積)
- 5. 延床面積 1013.80 m<sup>2</sup> (1階床面積 727.15m<sup>2</sup> プラットフォーム 45.90m<sup>2</sup> 2階床面積 240.75m<sup>2</sup>)
- 6. 主要用途 給食センター

案内図



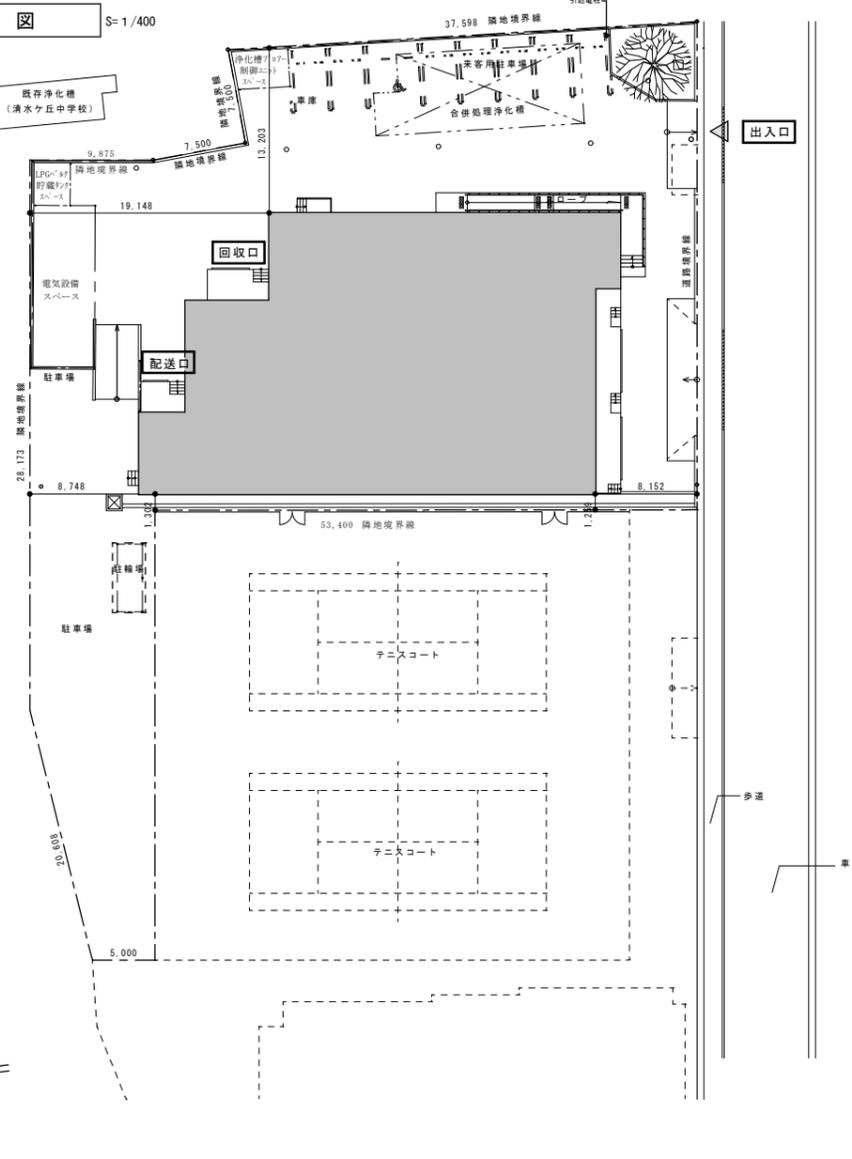
付近見取り図



改修概要

- 場所：コンテナ洗浄室
- ① 1槽シンク×3、移動台×1新設  
配管撤去、新設  
既存ライニング、手洗い器、自動水栓、混合水洗撤去  
ライニング新設(コンクリート立上り、ステンレス張り)  
飛散防止フィルム張り
- ② 塗床  
塗床(グリップコートU45同等品以上)ライニング立上りH=300共  
既存シート部分撤去、側溝内塗床撤去

配置図

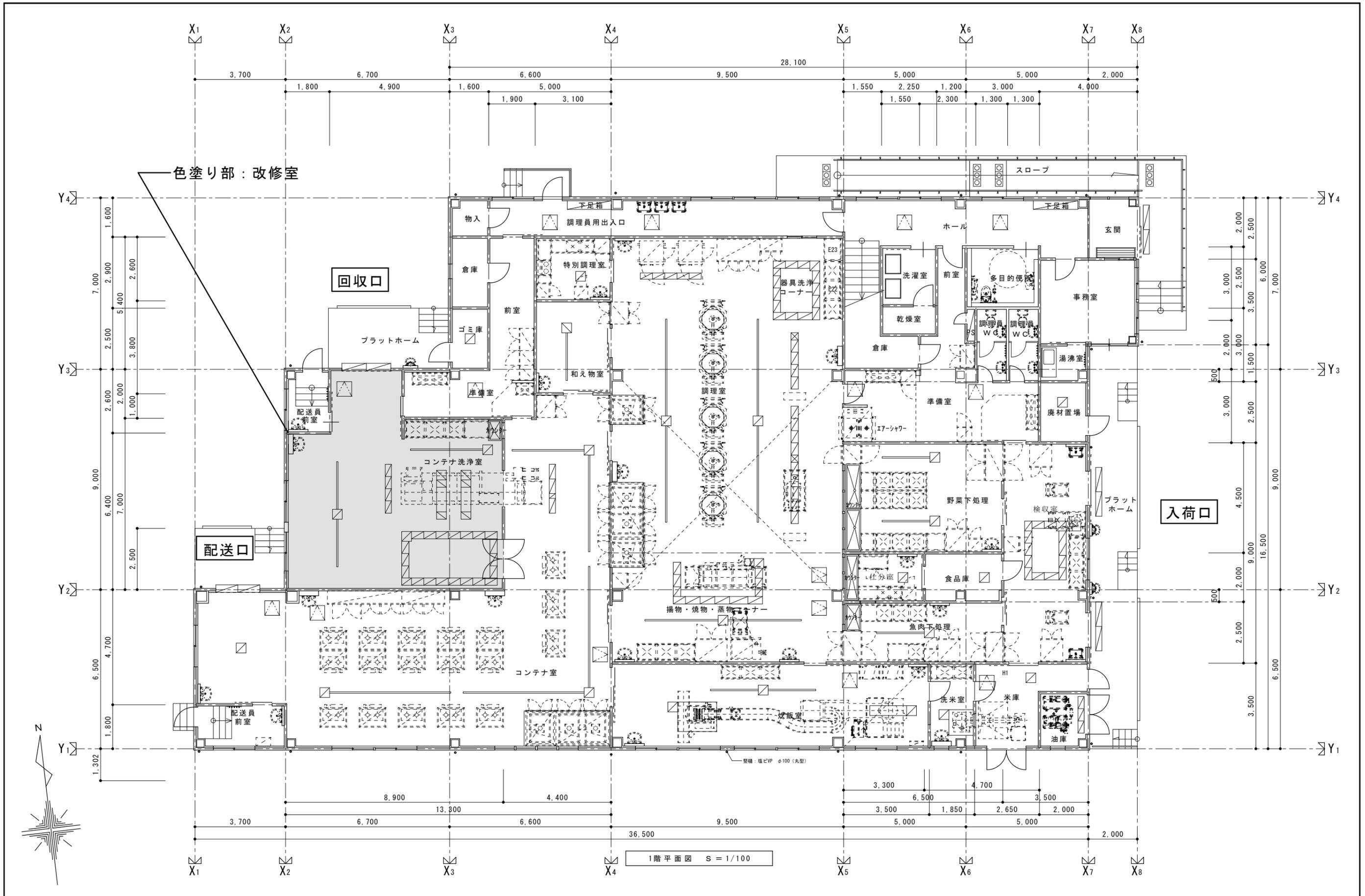


株式会社 **9 & 9** 設計  
 キュウアンドキュウ  
 高知県知事登録 116号  
 高知県高知市比島町3丁目19番9号  
 TEL: (088)822-9191 FAX: (088)822-9468 E-mail: kyukyui@kb-net.ne.jp

MANAGED ARCHITECT  
 一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一  
 DRAWN BY  
 一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正  
 CHECKED BY  
 一級建築士 大臣登録 90254 野中敏一

TITLE  
 安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事  
 SHEET NAME  
 建物・工事概要、付近見取図、配置図  
 DATE  
 2025.1.25  
 SCALE  
 1/400  
 A3出力: 71%

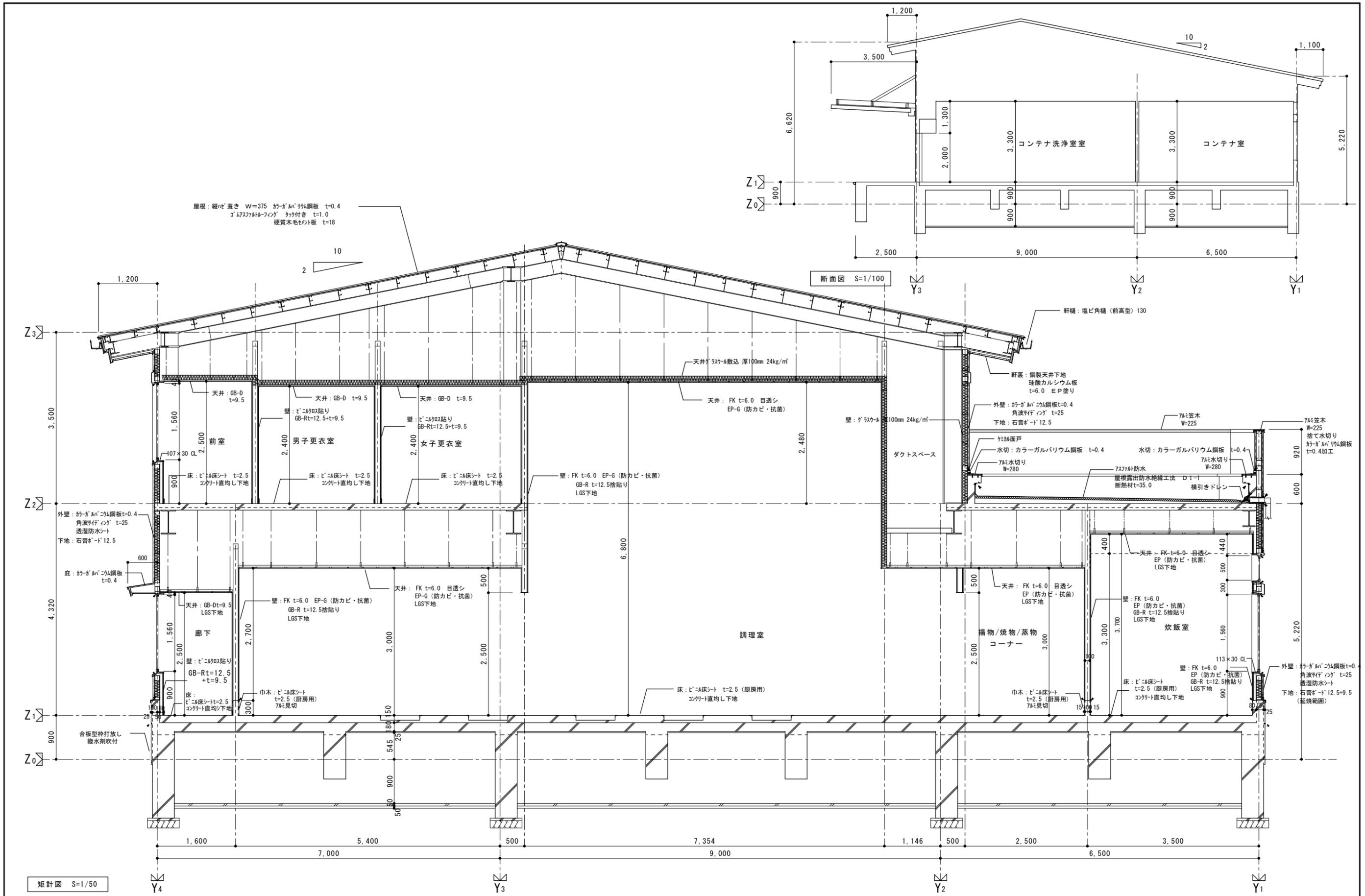
SHEET NO  
 D-02



株式会社 **9 & 9** 設計  
 キュウアンドキュウ  
 高知県知事 登録 116号  
 高知県高知市比島町3丁目19番9号  
 TEL: (088) 822-9191 FAX: (088) 822-9468 E-mail: kyukyukcb-net.ne.jp

MANAGED ARCHITECT  
 一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一  
 DRAWN BY  
 一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正  
 CHECKED BY  
 一級建築士 大臣登録 90254 野中雄一

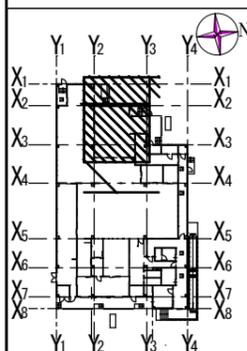
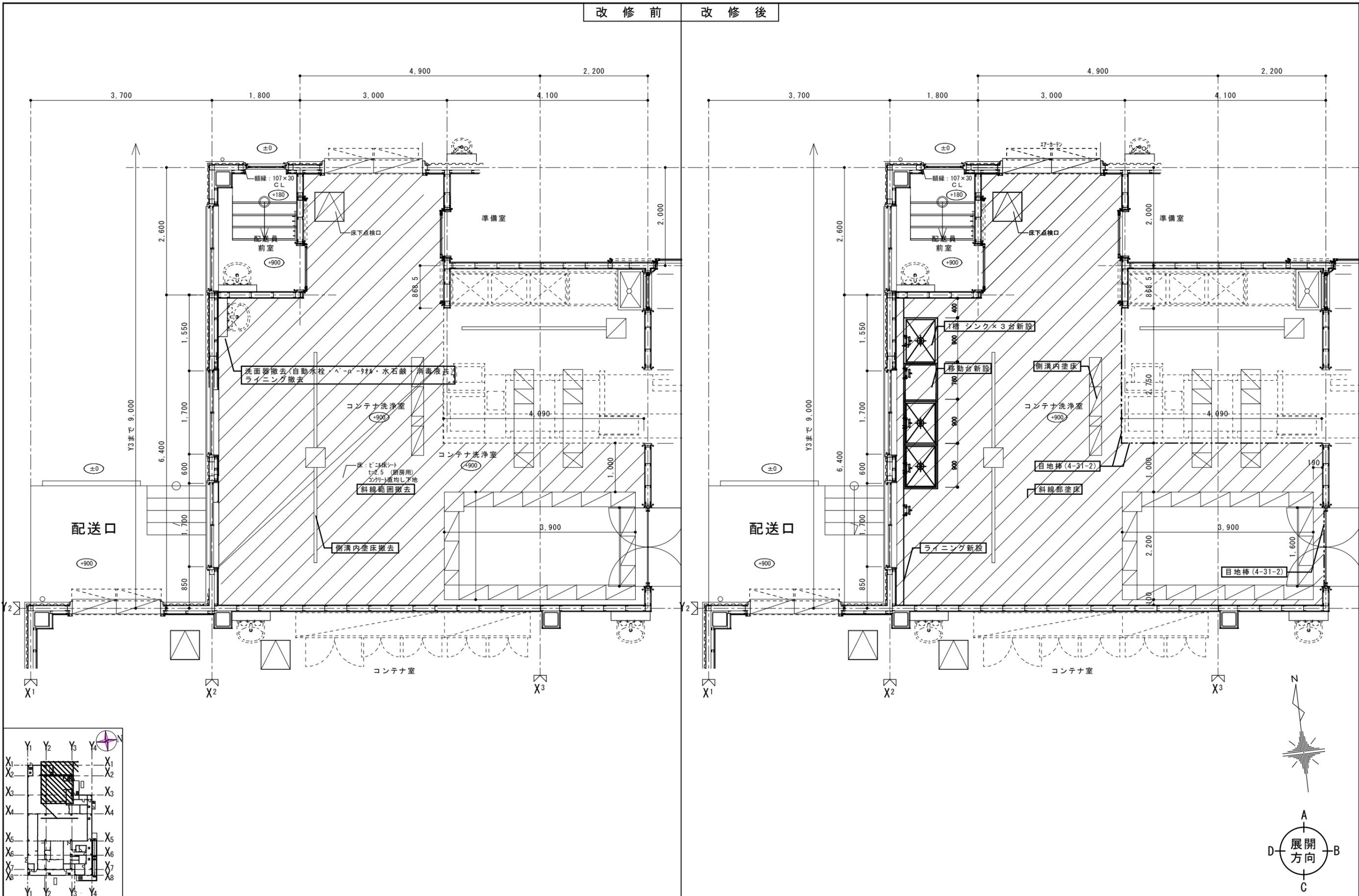
TITLE 安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事  
 SHEET NAME 1階平面図  
 SHEET NO D-03  
 DATE 2025.1.28  
 SCALE 1/100  
 A3出力：71%



<b>株式会社 9 &amp; 9 設計</b> キュウアンドキュウ 高知県知事 登録 116号 高知県高知市比島町3丁目19番9号 TEL: (088) 822-9191 FAX: (088) 822-9468 E-mail: kyukyukcb-net.ne.jp	MANAGED ARCHITECT 一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一 DRAWN BY 一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正 CHECKED BY 一級建築士 大臣登録 90254 野中敏一	TITLE 安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事 SHEET NAME 断面図・矩計図 DATE 2025. 1. 25 SCALE 1/100.50 A3出力: 71%	SHEET NO D-04
	高知県知事 登録 116号 高知県高知市比島町3丁目19番9号 TEL: (088) 822-9191 FAX: (088) 822-9468 E-mail: kyukyukcb-net.ne.jp		

改修前

改修後



で囲む内容は改修内容を示す。

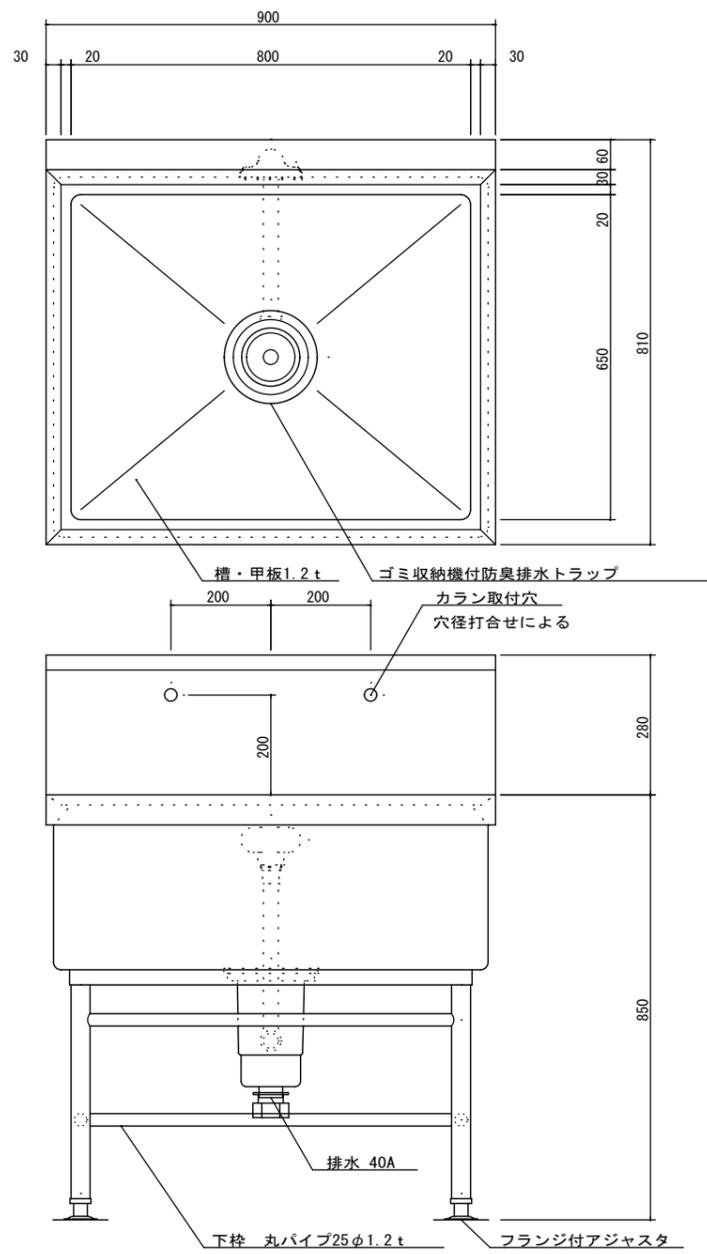
株式会社 **9 & 9** 設計  
 キュウアンドキュウ  
 高知県知事登録 1116号  
 高知県高知市比島町3丁目19番9号  
 TEL: (088) 822-9191 FAX: (088) 822-9468 E-mail: kyukyu@kcb-net.ne.jp

MANAGED ARCHITECT  
 一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一  
 DRAWN BY  
 一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正  
 CHECKED BY  
 一級建築士 大臣登録 90254 野中敏一

TITLE 安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事  
 SHEET NAME 断面図・矩計図  
 SHEET NO  
 DATE 2025. 1. 30 SCALE 1/50 A3出力: 71%  
**D-05**



1 槽シンク S=1/10

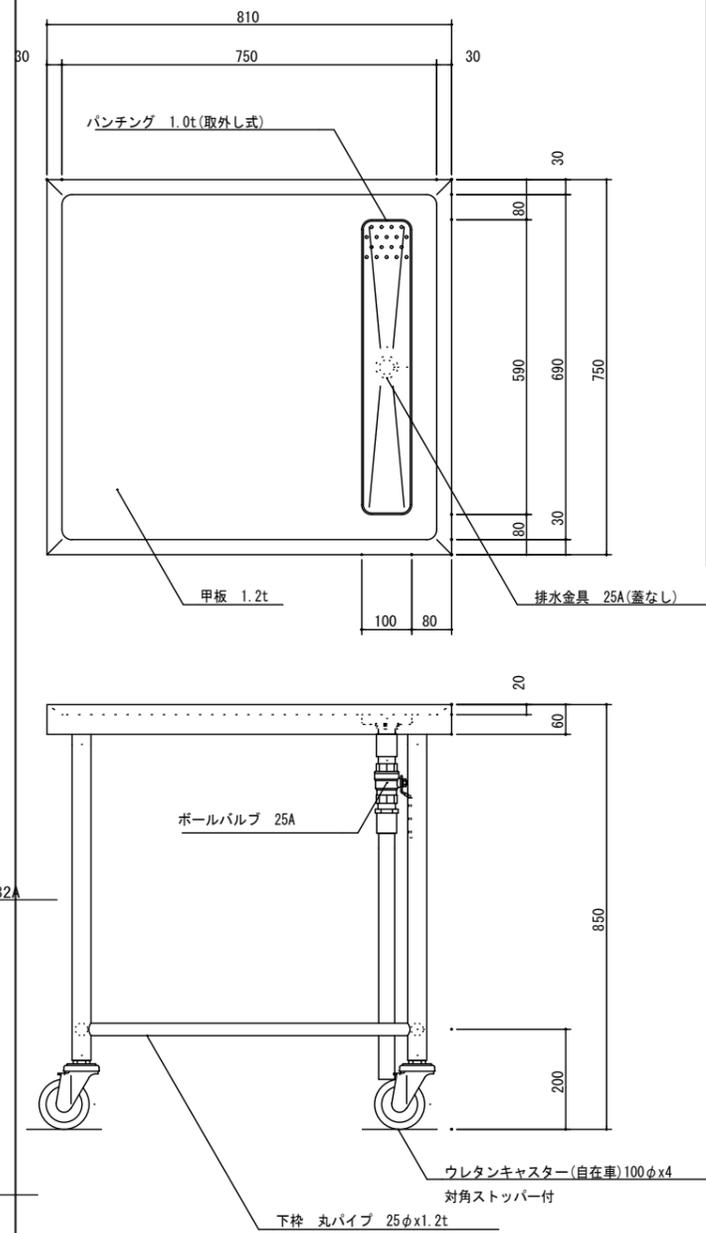


仕上仕様

SUS430

羽布研磨仕上

移動台 S=1/10

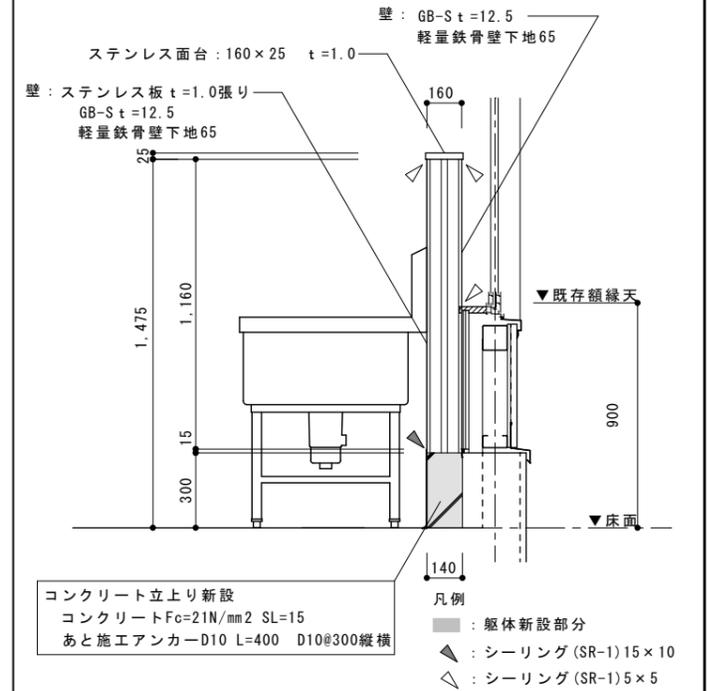


仕上仕様

SUS430

羽布研磨仕上

ライニング S=1/20



株式会社 **9 & 9** 設計  
 キュウアンドキュウ  
 高知県知事登録 116号  
 高知県高知市比島町3丁目19番9号  
 TEL: (088) 822-9191 FAX: (088) 822-9468 E-mail: kyukyuu@kcb-net.ne.jp

MANAGED ARCHITECT  
 一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一  
 DRAWN BY  
 一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正  
 CHECKED BY  
 一級建築士 大臣登録 90254 野中敏一

TITLE 安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事  
 SHEET NAME 雑詳細図  
 DATE 2025.1.30  
 SCALE 1/20.10  
 A3出力: 71%  
 SHEET NO D-07

# 特 記 仕 様 書 ( 1 )

安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事
設計年度(設計図) 令和7年度
工事期間(完成図) 令和 年 月 日～令和 年 月 日
高知県 安芸市 川北甲5622

棟 名	構 造	階 数	延床面積 (m <sup>2</sup> )	用途地域	消防法施行令別表第一の区分
給食センター	S造	2階	1013.80		
		戸 数			
		1棟			

## I 共通事項

種 目	項 目	特 記 仕 様 ( ※ 及び ● 印をつけたものを適用する )
一 般	適 用 仕 様	※ 特記なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編 平成31年版)」(改修工事の場合は、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編 平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編 平成31年版)」による。 ※ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編」による。 ※ 国土交通省仕様 (例:外壁の地中部等 水密を要する部分はツバ付鋼管スリーブ等。地中部で水密を要しない部分はVUスリーブ。柱、梁以外の箇所で、開口補強が不要でスリーブ径200mm以下は紙スリーブでもよい。)
	ス リ ー プ	○ 国土交通省仕様 ● メーカー仕様 ※ 区画貫通処理の必要な箇所については、箇所別に設置場所・設置状況が確認できる記録を写真及び図面等で残す。 ※ 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説・平成8年度版」(建設大臣官房官庁営繕部監修)によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修 2014年版)による。 建物の種別: ● 特定の施設 ○ 一般の施設 地域係数: 1.0 1)設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。 特記なき場合の設計用標準水平震度は次による。 2)設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。

		特定の施設				一般の施設			
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及	防振機器	2.0	2.0	2.0	1.5	2.0	1.5	2.0	1.5
び塔屋	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振機器	1.5	1.5	1.5	1.0	1.5	1.0	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振機器	1.0	1.0	1.0	0.6	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6	1.5	1.0	1.0	0.6

※ 基礎のアンカーボルト・吊り基礎ボルト・吊り金物及び防振を施す機器類の取付けボルトは、ロックナット又は2重ナットにて固定する。  
注) ナットに対するボルトの余長は3山以上を標準とする。  
※ 機器の固定に使用する金属系アンカーはスリーブ打込み式または、ウエッジ式とする。(県標準図16)  
※ ケミカルアンカーは、天井方向に使用しない。  
※ 防振架台を設置する場合、耐震ストッパーの調整を製造者の指定どおりに行うこと。  
※ 一般土間コンクリート下部配管は耐蝕性のある吊りボルト(亜鉛ドブ漬又はステンレス製)にてスラブ筋に支持する。  
※ 屋外及びピット内配管の支持金物・吊り金物は亜鉛ドブ漬又はSUS製とする。屋内外露出部には既製品支持架台は使用しない。  
※ 仕様のとおり吊り配管等も施工しても、他の資材配管等と干渉する場合は振れ止めを適宜設ける。  
ねじ接合材

流体種別		給 水			給 湯			冷 温 水			
管材等種別	ステンス管	ライニング管	水栓金具	弁類	ステンス管	ライニング管	弁類	ステンス管	ライニング管	鋼管	弁類
テープシール材			(イ)								(ロ)
ペーストシール剤	(ロ)	(ハ)		(ロ)	(ロ)	(ハ)	(ロ)	(ロ)	(ハ)		(ロ)

(テープシール材)  
(ペーストシール剤)  
※ (イ) テープシール材は、JIS K 6885(シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ(生テープ))によるものとする。  
注) 水栓類は、防食シール材を用いない。テープシール材を使用する。  
※ (ロ) 一般用ペーストシール剤は、管内の流体に溶出せず、使用目的に適する成分のものとする。  
※ (ハ) 給用水、給湯用及び冷温水用の防食用ペーストシール剤は、JWWA K 161(水道用ライニング鋼管用液状シール剤)に規定する水道用シール剤とする。  
注) 水道用シール剤において JWWA K 161 に適合している主なペーストシール剤は下記による。  
ステンレス鋼管等防食の必要がないネジ部には水道用シール剤(ロ)  
(例:日本ヘルメテックス株式会社のヘルメシール 403・株式会社ヘルメテックのHERMETIC F-119・山王工業株式会社のヘルメテック No. A0-9など)  
ライニング鋼管に使用する防食用ペーストシール剤(ハ)  
(例:日本ヘルメテックス株式会社のヘルメシール55-88-403・株式会社ヘルメテックのHT-Seal F-109・山王工業株式会社のヘルメテックNo. A0-9など)  
※ サヤ管工法で施工する場合、サヤ管施工後に配管挿入を行うこと。(同時施工を行わない。)  
○ 一般敷地300mm以上 ● 車両通路600mm以上 ● 公道800mm以上 ○ 公道1,000mm以上 ○ 公道1,200mm以上。  
● 埋設管は周囲100mm程度に保護砂を入れる。ただし排水管は別記による。  
● 量水器以降の埋設給水管はクイックチューブ等で巻く。  
○ 構外搬出(産業廃棄物の処理と同様の報告が必要) ● 構内敷ならし ○ 構内指示の場所にたいせき  
※ アスファルト、アスファルト路盤は原則として再生品を使用する。  
※ 浄化槽・樹類の砂利地業は原則として再生クラッシュランを使用する。(アスファルト再生品混じりは不可)  
※ 本工事において、細骨材に海砂を配合した生コンクリートを使用する場合、高知県内産海砂を配合したものを優先的に使用するものとする。  
※ はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査器により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行う。  
なお、『コア抜き・はつり工事チェックリスト』を作成し段階確認を行って施工する。  
※ 下記項目の総合調整を行い、測定表を監督職員に提出する。(測定場所等は監督職員の指示による。)  
○ 風量調整 ● 水量調整 ○ 室内外空気の温湿度の測定 ○ 騒音の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定  
○ 配管施工(配管工事) ○ 熱絶縁施工(保温工事) ○ 建築板金施工(ダクト製作及び取付) ○ 冷凍空調和機器施工 ○ その他

完 成 図 ※ CADデータをCD-Rに保存して提出。 ※ 画像データ(PDF形式) ○ A4版黒表紙金文字製本 1部 ○ 2ツ折り製本(サイズは原因)  
施 工 図 ● CADデータをCD-Rに保存して提出。 ● 画像データ(PDF形式) ● 2ツ折りA3版縮小製本 2部  
工事管理資料(写し) ※ フラットファイル等に閉じたもの。 ● 完成図製本及びデータの提出は監督職員の指示による  
工 事 写 真 ※ フラットファイル等に閉じたもの。(隠蔽となる部分は全て写すこと)  
工 事 日 誌 ※ フラットファイル等に閉じたもの。  
工 具 類 ○ マンホールフック ○ 制水弁ハンドル ○ 掃除口ハンドル ○

○ 対 象 建 築 材 料 等 使用 制 限  
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、ユリア樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、保温材、仕上げ塗材 F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする。  
② 塗料 ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性形のものとする。  
③ 木材保存剤(防腐処理、防蟻処理等) クロロピリホリス、ダイアジノン、フェノカルブを含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理は工場で行い、十分乾燥した後に現場搬入する。  
④ 内装用接着剤、木工用接着剤、配管用接着剤、接合剤 1)ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していないものとする。  
2)フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-ヘチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。  
⑤ 家具、書架、実験台、什器、洗面化粧台、流し台 ①、②、③、④の建築材料を使用する場合はF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆☆又は同等品を使用する。  
室内に関わる材料(上記②～④及び建具、シール材、その他でその接着剤や塗料の溶剤まで含む)については、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-ヘチルヘキシル、クロロピリホリス、ダイアジノン、フェノカルブの有無または成分について一覧表に記入し、その資料を添付して提出するものとする。

○ 室内空気汚染対策

- ① 配管用炭素鋼鋼管【SGP黒管】(JIS G 3452)
- ② 配管用炭素鋼鋼管【SGP白管】(JIS G 3452)
- ③ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管【SGP-VA】(JWWA K 116-WSP 011)
- ④ 水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管【SGP-VD】(JWWA K 116)
- ⑤ 水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管【SGP-PA】(JWWA K 132-WSP 039)
- ⑥ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管【SGP-VS】(WSP 041)
- ⑦ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管【SGP-HVA】(JWWA K 140)
- ⑧ 一般配管用ステンレス鋼鋼管【SUS 304 TPD】(JIS G 3448)
- ⑨ 配管用ステンレス鋼鋼管【SUS 304】(JIS G 3459)・・・60A以下は拡管式
- ⑩ 水道用ダクタイル鋳鉄管【3種管】(JWWA G 113)
- ⑪ 鋼管【M】(JIS H 3300)
- ⑫ 外面被覆鋼管【M】(JIS H 3330) 給湯
- ⑬ 耐熱性硬質塩化ビニル管【HTVP】(JIS K 6776)
- ⑭ 水道用硬質塩化ビニル管【WVP】(JIS K 6742)
- ⑮ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管【HIVP】(JIS K 6742)
- ⑯ 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管【RR-VP】(JWWA K 127)
- ⑰ 水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管【RR-HIVP】(JWWA K 129)
- ⑱ 水道用ポリエチレン二層管 (JIS K 6762)
- ⑲ 水道配用水用ポリエチレン管 (JWWA K 144)
- ⑳ 架橋ポリエチレン管 (JIS K 6769)
- ㉑ ポリブデン管 (JIS K 6778)
- ㉒ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管【D-VA】(WSP 042)
- ㉓ 排水用ノントールエポキシ塗装鋼管 (WSP 032)
- ㉔ 排水用鋳鉄管【メカニカル形2種管】(JIS G 5525)
- ㉕ 鉛管(HASS 203)
- ㉖ 硬質ポリ塩化ビニル管【VP】(JIS K 6741)
- ㉗ 硬質ポリ塩化ビニル管【VU】(JIS K 6741)
- ㉘ 排水・通気用耐火二層管【内管VP】
- ㉙ 卵形管【ゴムリング】(JAWAS K-3)
- ㉚ プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (JIS A 5372) ヒューム管
- ㉛ 硬質塩化ビニル被覆鋼管【ガス】(JIS G 3452原管) 白
- ㉜ ガス用ポリエチレン管 (JIS K 6774)
- ㉝ ガス用ステンレス製フレキシブル管【原管(JIS G 4305)によりガス用に製造されたもの】
- ㉞ 断熱材被覆鋼管【ポリエチレン保温材】(JCDA 0009) 冷媒
- ㉟ 屋外消火栓設備用高性能ポリエチレン管(日本消防設備安全センターの性能認定取得品)
- ㊱ 空調用保温材付ドレン管【ポリエチレン保温材 NDD・MDP同等】(内管JIS規格品)
- ㊲ -
- ㊳ -
- ㊴ -
- ㊵ -

工 種	場 所	屋 内 一 般	屋 内 ピ ッ ト	屋 内 コ ン ク リ	屋 内 土 中	屋 外 埋 設	屋 外 架 空	
管 種 使 用 区 分	給 水 ( 直 圧 )							
	給 水 ( 一 般 )		㉑					
	汚 水							
	雑 排 水		㉒					
	通 気							
	ガ ス							
	消 火							
	給 湯							
	器 具 接 続		㉑					
	冷 温 水							
	冷 却 水							
	中 水							
	冷 媒							
	空 調 ド レ ン							

塗装・防食  
※ 亜鉛メッキ面の塗装下地は化学処理(エッチングプライマ)を施す。  
※ 鋼管類のコンクリート内配管にはプラスチックテープ1/2重ね1回巻きとする。  
※ 土中埋設する鋳鉄管、鋳鉄異形管(メカ型継手共)及び特殊継手類はポリスリーブ巻きとする。  
○ 居室等に露出して使用する配管支持金具類(電気メッキ品)は塗装(さび止めペイント・中塗り・上塗り)を施す。

工 種	場 所	屋 内 露 出	機 械 室 ・ 倉 庫	天 井 ・ PS 内	床 下 暗 渠 内	屋 外 露 出	屋 外 埋 設	備 考
保 温 ・ 防 露	給 水	a( )VII	b( )VII	c2( )VII	d( )VII	又( )VII	( )	
	排 水 ・ 空 調 ド レ ン	a( )VII	b( )VII					
	給 湯	a( )I	b( )I	c2( )I	d( )I	e2( )I		
	冷 水 ・ 冷 温 水 管	A( )III	B( )III	C1( )III	D( )III	E2( )III		
	冷 媒 管	( )	( )	( )	( )			
	矩 形 ダ ク ト	J1( )XI	I( )XI	I( )XI		K2( )XI		
	ス パ イ ラ ル ダ ク ト	O1( )XI	N( )XI	N( )XI		P2( )XI		

(イ)ロックウール保温材 (ニ)簡易保温筒10mm (ト)簡易耐熱保温筒20mm (ヌ)ガルバリウム鋼板  
(ロ)グラスウール保温材 (ホ)簡易保温筒20mm (チ)冷媒用被覆鋼管 (ル)カラーガルバリウム鋼板  
(ハ)ポリスチレンホーム保温材 (ヘ)簡易耐熱保温筒10mm (リ)SUSラッキング (ラ)ー  
● フレキシブルジョイントは配管に準じた保温・ラッキングを施す。  
※ 器具類(洗面化粧台・給湯器・温水器等)と接続するステンレスフレキは簡易保温筒にテープ巻きを施すこと。

表 示  
※ 配管表記  
①機械室・ピット・PS内・天井点検口付近には必ず表記する。  
②表記内容は、流体・サイズ・系統名とする。  
③場所・向き・文字サイズ等事前協議決定後に施工する。  
※ 設計記号の付いている主要機器には、カッティングシート・ベンキ等にて表記(管理番号・室名・設置年月等)を行う。なお、該当する主要機器を事前確認する。  
※ パッケージエアコン等の空調機は、室内外機に表記を行う。(県標準図13)  
※ 水中に設置するような各種主要機器類(水中ポンプ等)は銘板を盤付近にも設ける。(製造者名、製造年月、形番、性能等を順記する。)  
※ 屋外に設置するバルブ札は固定するか、表示方法を協議する。  
※ バルブBOX内部に系統名・管サイズ・設置年月を書いたアクリル札を入れる。  
※ 埋設バルブボックスの蓋の向きは流体の行き先側に蓋の付根を向ける。  
※ 排水以外の屋外埋設管には曲・分岐部その他埋設管の位置が確認できるように標示紙(標示柱は県標準図8)を設ける。  
※ 配管の埋戻し時は、6L-200mm程度に埋設表示用アルミテープ(W)を埋設する。(排水・通気管を除く)

発 生 材 の 処 理  
○ 引渡しを要するもの ( )  
○ 現場において再利用を図るもの ( )  
※ 再生資源化を図るもの・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材 ※ 廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。  
※ 発生材搬出時の写真記録の方法は特記仕様書(共通編)による。

株 式 会 社 9 & 9 設 計	MANAGED ARCHITECT	キウアンドキウ	TITLE	安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事
	一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一		SHEET NAME	特記仕様書(1)
	DRAWN BY		CHECKED BY	SHEET NO
	高知県知事登録 116号 高知県知事 比島町3丁目 19番9号 TEL:(088)822-9191 FAX:(088)822-9468 E-mail:kyukyuk@kb-net.ne.jp	一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正	一級建築士 大臣登録 90254 野中敏一	DATE

SCALE 1/ NO SCALE A3出力: 71%

M-01-1

特 記 仕 様 書 ( 2 )																																													
<p>II 工事種目</p> <p>○ 衛生器具設備</p> <p>取付位置</p> <p>大便器</p> <p>化粧鏡</p> <p>流量調整</p> <p>洗濯機パン</p> <p>シール(コーキング)</p>	<p>※ 衛生器具及び周辺機器類の取付位置は総合図・展開図等を作成して、確認後に取付けること。 (特に、便器類と手すり・便器類と操作ボタン類・操作ボタン類と手すり等の位置関係に注意)</p> <p>※ 和風大便器下面でコンクリートに接する部分はアスファルト塗布(3mm以上)とする。(県標準図1)</p> <p>※ 和風大便器を防火区画に設置する場合、和風便器用耐火カバーを設ける。</p> <p>※ 化粧鏡取付にあたっては落下破損防止のため、裏面シール材等による張付にて取付などの処置を施す。</p> <p>※ 小便器・大便器等の手動フラッシュ弁流量調整は、下記の流出時間を目安とする。ただし、衛生器具のマニュアル等に記載があれば内容に準ずること。 大便器 8~10秒 小便器 8~10秒 自閉式水栓 7秒</p> <p>※ 洗濯機パンを設置する床面は、耐荷重性と平滑性に注意する。</p> <p>○ 器具類と壁・床のシール(コーキング)打ちは右記の表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">設置場所の床が湿式(防水)</th> <th colspan="2">設置場所の床が乾式(非防水)</th> </tr> <tr> <th>壁</th> <th>床</th> <th>壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洋風便器</td> <td>—</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>洗面器類</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>掃除流し</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>不</td> </tr> <tr> <td>洗濯流し</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>不</td> </tr> <tr> <td>洗濯パン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>不</td> </tr> <tr> <td>ステンレス流し台</td> <td>要</td> <td>不</td> <td>要</td> <td>不</td> </tr> <tr> <td>化粧棚</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>壁・床の仕様にかかわらず、自動水栓装置・コンセント・非常呼出しなど電気機器類に水かかりが好ましくない場合はシール打ちを施す。</p>	機器種別	設置場所の床が湿式(防水)		設置場所の床が乾式(非防水)		壁	床	壁	床	洋風便器	—	不	—	要	洗面器類	不	—	要	—	掃除流し	不	—	要	不	洗濯流し	不	—	要	不	洗濯パン	—	—	要	不	ステンレス流し台	要	不	要	不	化粧棚	不	—	要	—
機器種別	設置場所の床が湿式(防水)		設置場所の床が乾式(非防水)																																										
	壁	床	壁	床																																									
洋風便器	—	不	—	要																																									
洗面器類	不	—	要	—																																									
掃除流し	不	—	要	不																																									
洗濯流し	不	—	要	不																																									
洗濯パン	—	—	要	不																																									
ステンレス流し台	要	不	要	不																																									
化粧棚	不	—	要	—																																									
<p>● 給水設備</p> <p>継手類</p> <p>バルブボックス</p> <p>隠蔽部の保温</p> <p>既設給水銅管への接続</p> <p>水槽類の施工手順</p> <p>水槽類の衛生管理</p> <p>引渡前の水質の管理</p>	<p>● 不要 ○ 要 ( )</p> <p>※ 直圧給水弁は水道事業者の指定品(指定のない場合は、二次側給水に準じた弁)</p> <p>※ 二次側給水弁(土中): 40A以下は青銅製で蝶ハンドル付き止水栓、50A以上はソフトシール制水弁(内面ライニング)</p> <p>※ 二次側給水弁(一般): 40A以下は管端防食ねじ込み形青銅弁5K、50A以上は鑄鉄製F付き内面ライニング弁5K</p> <p>※ 水栓エルボ、水栓ソケットは器具側砲金内ねじ形とする。</p> <p>※ ユニットバス付属の水栓エルボへの接続は砲金継手等を使用し、管端の防錆をする。</p> <p>※ ビニル管とライニング鋼管の接続には水栓エルボ・水栓ソケットは使用しない。</p> <p>※ TSバルブソケットは金属製(砲金)おすネジを打込しているものを使用する。</p> <p>※ 水道事業者の指定がない場合の埋設弁のボックスは、県標準図5・6による。</p> <p>※ 給水管の細部保温は特記なき場合は下記の通りとする。壁中等で仕様書通りの施工が困難な場合は監督職員の指示により保温を施す。 空間の有る壁中配管 → 要 流し下の空間配管 → 要</p> <p>※ 改修工事等で銅管類(ライニング鋼管)を切断して、やむを得ずメカニカル継手を使用する場合には、銅管類の切断部の防錆処理として、JWWA K 135規格適合品(エポキシ系DEVCON SF等バイプライニング用)にて処置する。</p> <p>※ 水位設定の協議後に、水位高さ入り施工図を作成し発注・施工を行う。なお、県標準図4を参考とし水位高さを協議する。</p> <p>※ 受水槽・高架水槽を新設(改修等含む)施工する場合は、清掃・消毒等後に水張りを行う。</p> <p>● 残留塩素濃度の測定を行う。(端末において0.2mg/L以上検出されるまで消毒を行う。)</p> <p>● 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく水質検査(11項目)について行うこと。採水場所は指定の箇所(1ヶ所・2階流し場)とする。</p>																																												
<p>● 排水設備</p> <p>保護砂</p> <p>砂利</p> <p>樹脂製排水樹</p> <p>衛生器具等の接続</p> <p>排水管の防露</p> <p>排水管の試験等</p> <p>その他</p>	<p>● 屋外ビニル管部分には、保護砂(180度台)を要す。</p> <p>○ 遠心力鉄筋コンクリート管部分には砂利台を要す。</p> <p>※ 防護蓋を設置する場合は県標準図7による。</p> <p>● 洗面器等の排水金具と専用の排水アダプタでビニル管に接続できない場合、VCパッキンを使用する。</p> <p>※ 既製流しの排水金具に使用しているジャバラホースはそのまま使用せず、VP配管直結(VCパッキンでも可)とする。県標準図5による。</p> <p>○ 雨水立管の下部受部は差込継手を使用する。(但し平屋建は不要とする。)</p> <p>※ 空間のある壁中配管・集合住宅等のスラブ上配管・受水槽他水槽からドレンバルブまで必要 流し台下空間配管・実験台等への立ち上がり露出配管→不要</p> <p>○ 満水試験 ● 通水試験 ○ 鏡確認</p> <p>※ 洗濯機排水金物の床貫通部等は共住区画に適合する処理を施す。</p>																																												
<p>○ 消火設備</p> <p>消火栓箱</p>	<p>○ 消火栓箱は(○ 県標準図12 ○ 国土交通省仕様 ○ メーカー仕様)</p> <p>○ 共住区画の消防検査受検必要</p>																																												
<p>○ 給湯設備</p> <p>弁類</p> <p>絶縁対策</p> <p>給湯管の保温</p> <p>大気汚染対策</p>	<p>○ 40A以下は青銅弁5K、50A以上は一般配管用ステンレス鋼弁10K</p> <p>※ 銅管及びステンレス配管は支持金物との絶縁処理を行う。</p> <p>※ 銅板製ボイラー及び銅管との接続等、異種管との接続には絶縁継手を使用する。</p> <p>※ 給湯配管に簡易保温筒(クイックチューブ)を使用する場合は耐熱性のものを使用する。</p> <p>※ 被覆銅管の継手カバーは保温付きのものを使用する。</p> <p>※ 給湯器の配管化粧カバー内は凍結破損防止を考慮した保温(簡易保温筒)施工を行う。</p> <p>○ 排ガス監視装置を要す。 ○ ばい煙濃度測定口を要す。</p>																																												
<p>○ ガス設備</p> <p>ガス集合装置</p> <p>給湯器用止水弁</p> <p>その他</p>	<p>※ ガス集合装置は県標準図9・10・11を参照し、漏洩検知装置・耐震遮断装置・転倒防止金具等の必要有無に注意する。</p> <p>※ スプリングチャッキ内蔵ボール弁を使用する。</p> <p>※ ガス用フレキ管とガスコック等(ヒューズコック)との接続は、コック等の固定が出来る部材等を使用して接続する。</p> <p>※ ゴムホース接続なきコックはゴムキャップを付ける。</p> <p>※ ポンプ支持クサリ用のアンカーボルトは、10mm以上のもので、下記のいずれかとする。</p> <p>※ 埋込アンカー・雄ネジ形メカニカルアンカー・接着系アンカー(ケミカルアンカー)なお、チェーン、フックも同様の強度を持つものとする。</p> <p>※ 自記記録計によるガス圧テスト表の写しを県に提出し、正本は施工業者で5年間保存する。</p>																																												
<p>○ 浄化槽設備</p> <p>種汚泥</p> <p>試運転調整</p> <p>その他</p>	<p>※ 使用開始時には必要に応じて種汚泥を投入する。</p> <p>※ 浄化槽の使用開始後おおむね3ヶ月間の試運転調整を行うもので、浄化槽法による「保守点検及び清掃等」を行うほか下記の事項を言う。 1 維持管理を管理業者に引継ぐ場合は直前に水質検査(BOD、SS、PH、大腸菌、塩素イオン)を行い、そのコピーを維持管理業者、施設管理者、工事監督者に渡し、設計・施工・現況の注意事項を申し送ること。</p> <p>※ 見やすい場所に型式、施工者名、設置年月、処理能力、放流水質を記入した銘板を設置する。</p> <p>※ コンクリート頂版スラブを施工する場合、モルタルの浮き上がり、及び、水たまりが出来ないように仕上げ勾配に注意する。</p> <p>○ 補助金申請設備</p>																																												

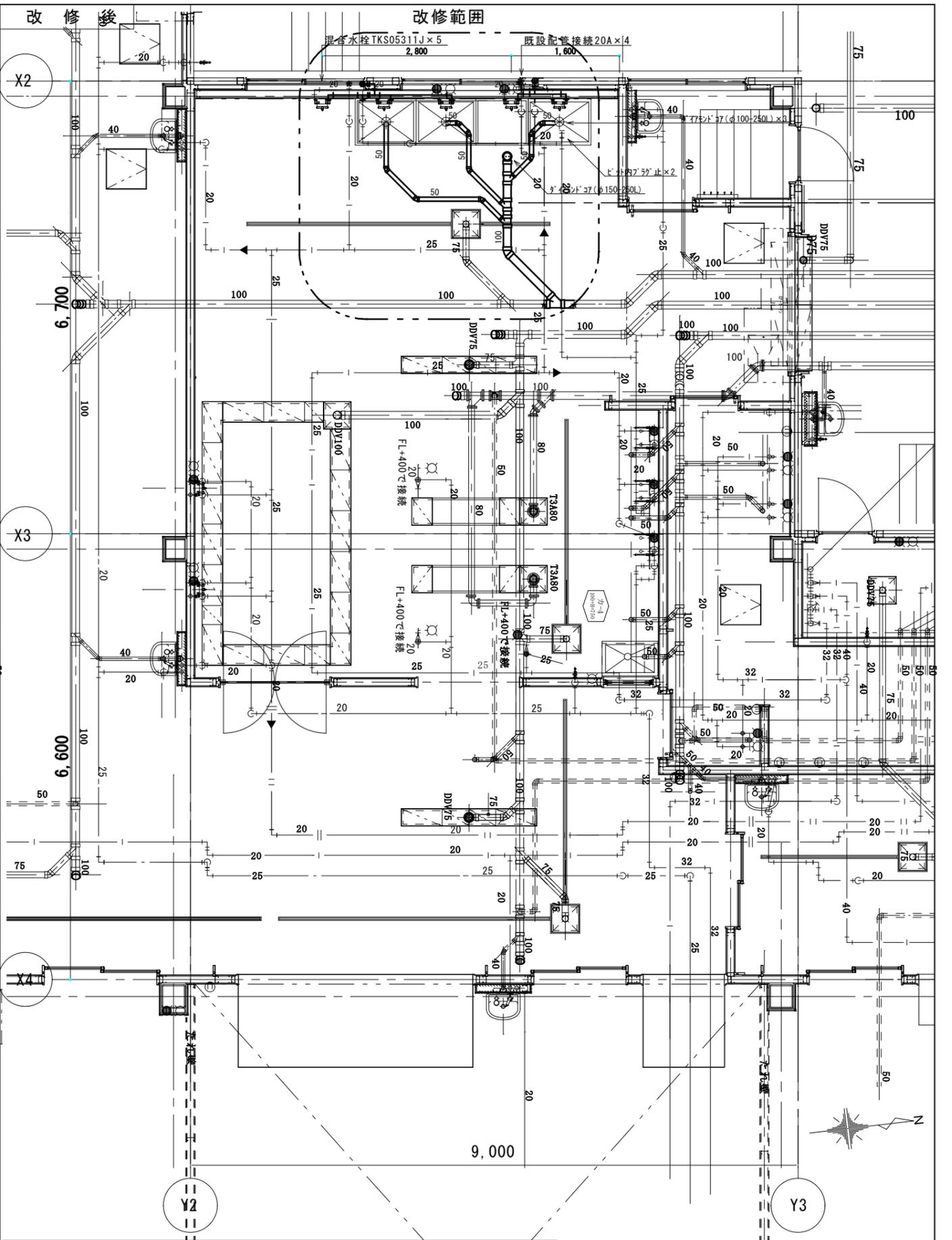
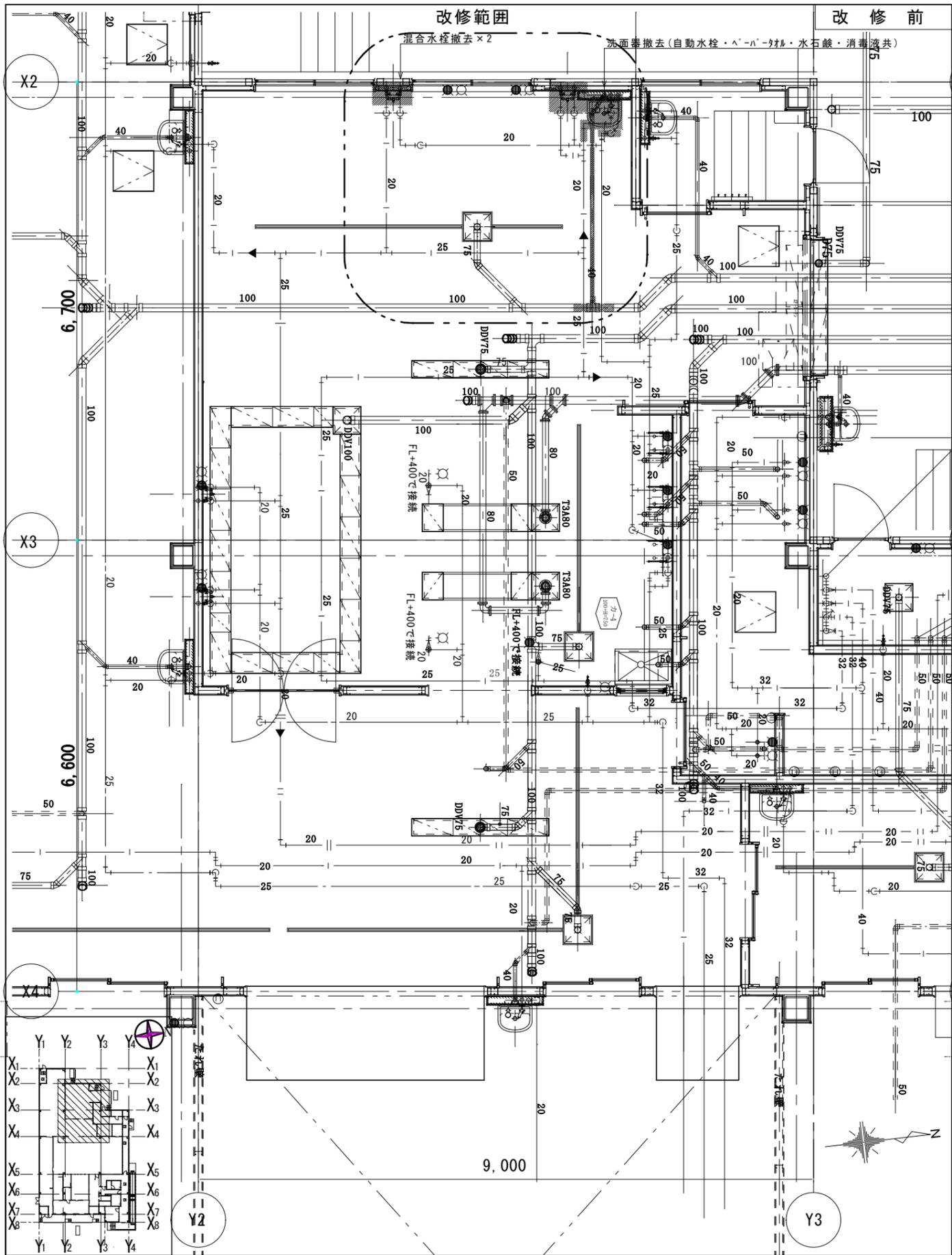
<p>○ 空気調和・換気設備</p> <p>空調機器の仕様</p> <p>パッケージエアコン等</p> <p>自動空気抜き弁装置</p> <p>冷媒配管のラッキング</p> <p>ダクト</p> <p>制気口チャンパ</p> <p>消音内貼り</p> <p>厨房等の排気フード</p> <p>送風機(大型)</p> <p>エアコン類の電気工事</p> <p>防振ハンガー</p> <p>耐震対策措置</p> <p>機器付属の制御盤</p> <p>大気汚染対策</p>	<p>※ グリーン購入法(国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成十二年法律第百号))の判断基準適合品とする。 なお、パッケージ及びマルチエアコン等については、各メーカーの最高効率機種とする。</p> <p>○ 屋外機はJRA耐重害仕様とする。 ○ 屋外機は耐塩害仕様とする。</p> <p>※ パッケージエアコン屋内機の施工については県標準図13を参考して注意する。</p> <p>○ 天カセ形室内機の取付等による天井の開口及び補強・補修を行う。(建築工事標準詳細図参照)</p> <p>1) 補強野縁は野縁と、補強野縁受及び取付け用補強材は野縁受と同材とする。 2) 野縁受のはね出しが300mm以上の場合は、増し吊りを設ける。</p> <p>※ 室外機には設置場所を問わず、溶融亜鉛メッキ製またはSUS製の転倒防止金具もしくは転倒防止ワイヤーを設ける。</p> <p>○ 不要 ○ 要 ( )ヶ所 自動空気抜き弁にはGV及びストレーナーを取付ける。</p> <p>※ 配管ラッキング(溶融アルミニウム・亜鉛鉄板・配管化粧カバー)は室外機の直近まで施す。</p> <p>※ 配管化粧カバー(スリムダクト)の場合は、エンドキャップを使用しテープ巻きの範囲を最小限とする。(フリーコーナー(ジャバラ)は使用しない。)</p> <p>○ アルミフレキ(不燃材料認定品) ○ ステンレスフレキ(不燃材料認定品) ○ スパイラルダクト ○ VU</p> <p>○ 空調換気ダクトの気密性が特に重要な室に設ける、制気口・ボックス・保温及び天井の収まりについては県標準図14の記載内容を確認する。</p> <p>※ 内貼りチャンパの寸法表示は、外法寸法とすること。サブライチャンパにはその上に銅きつ甲金網押えを行う。</p> <p>※ 消音材はグラスウール(吹出口チャンパー・吸込口チャンパー・レターンチャンパーは25mm厚、サブライチャンパーは50mm厚)とし、ガラスクロス押えとする。</p> <p>※ 排気フードは、SUS304製とする。(1.0mm厚)</p> <p>※ フィルターは分解掃除が出来るものにする。</p> <p>※ 黄銅製コックは20mmのものとする。(キャップ止でもよい)</p> <p>※ 火器使用機器が確定後にフードの形状寸法を変更して、投影面積が変わる場合はフードの面風速もチェックする。 (参考: フードの面風速は一般的に0.3m/sとして設計している。)</p> <p>※ 送風機の機器表にファンの番手(＃)を明記している場合、小さい番手にしない。</p> <p>※ エアコン設置に必要な一次側電源送り以降の、室内外渡り電源線、制御線、アース(CE2sq/4C・CE3.5sq/4C程度)を要す。</p> <p>※ R100線はEM-AE0.9mm/2C~3C、又はVCTF0.75sq/2C~3Cとする。(但し延長が10m以下のR100線は機器付属品でもよい。)</p> <p>※ 室内外の渡り配線で、冷媒配管と同じルートを施工する場所は同保温外装内に納める。(電源・制御配線の最低離隔距離は機器メーカーの基準に準ずる。)</p> <p>※ 表示窓の付いたリモコンの取付場所は視認性の良い高さ(1,300~1500h)照明SWの上を標準とするが、総合図で充分打合せ調整を行う。</p> <p>※ 防振ハンガーの設置判断基準は県標準図14による。</p> <p>※ 震災後の設備機能確保を図る実務的設備耐震対策措置は県標準図15による。</p> <p>※ 冷水水発生機、ボイラ及び温風暖房機の盤の始動スイッチの二次側に煤煙濃度計用電源端子を設ける。</p> <p>○ 排ガス監視装置を要す。 ○ ばい煙濃度測定口を要す。</p>
<p>○ 別工事</p> <p>別途工事</p>	<p>○ スリーブ、箱入れの補強筋 ○ ガラリ ○ 点検口 ○</p> <p>○ 構内における根切及び埋戻し ○ プロパンボンベ庫 ○</p>

III 材料メーカー表	
材 料	材 料 メ ー カ ー
衛生陶器	TOTO、LIXIL(INAX)、ジャニス工業
水栓金具類	TOTO、LIXIL(INAX)、ジャニス工業、三栄水栓
FRP水槽	三菱、日立、積水、プリヂストン
うず巻ポンプ	荏原、日立、㊦、川本
水中モーターポンプ	荏原、日立、㊦、川本、鶴見
汚水・汚物ポンプ	荏原、日立、㊦、川本、鶴見、新明和
電気温水器	三菱テック、ユバック、日本電熱、東芝、パナソニック、三菱、日立
厨房機器	日本調理、フジマック、北沢、ホシザキ四国、タニコー、マルゼン
小型銅板ボイラー	巴、昭和、愛知、ネボン、ヒラカワ
FRP膨張タンク	日立化成、三菱樹脂、ホーコス
ルームエアコン	ダイキン、三菱、日立、パナソニック、東芝キャリア
パッケージエアコン	ダイキン、三菱、日立、パナソニック、東芝キャリア
冷温水発生機	矢崎、日立、荏原、川重、三菱重工、パナソニック
エアハンドリングユニット	新見、ダイキン、三菱、昭和、日立、木村、東芝キャリア、三菱重工
送風機	日立、テラル、荏原、パナソニック、谷山、ミツヤ、旭電業
冷却塔	矢崎、日立、荏原シワフ、空研、日本スピンドル
自動制御機器	アズビル、ジョンソンコントロールズ
ローフィルター	日本スピンドル、東洋空調和、日本エアフィルタ
全熱交換形換気扇	三菱、パナソニック、テラル、東芝、日立、ダイキン
その他	国土交通省仕様適合品

完成後必要な取扱資格者	ボイラ	○ 資格不要 ○ 特別教育修了者(小型ボイラ) ○ 講習修了者 ○ ( ) 級ボイラ技士
	危険物	○ 資格不要 ○ 危険物取扱主任者
	冷凍機	○ 資格不要 ○ 第( ) 種冷凍機械作業主任者

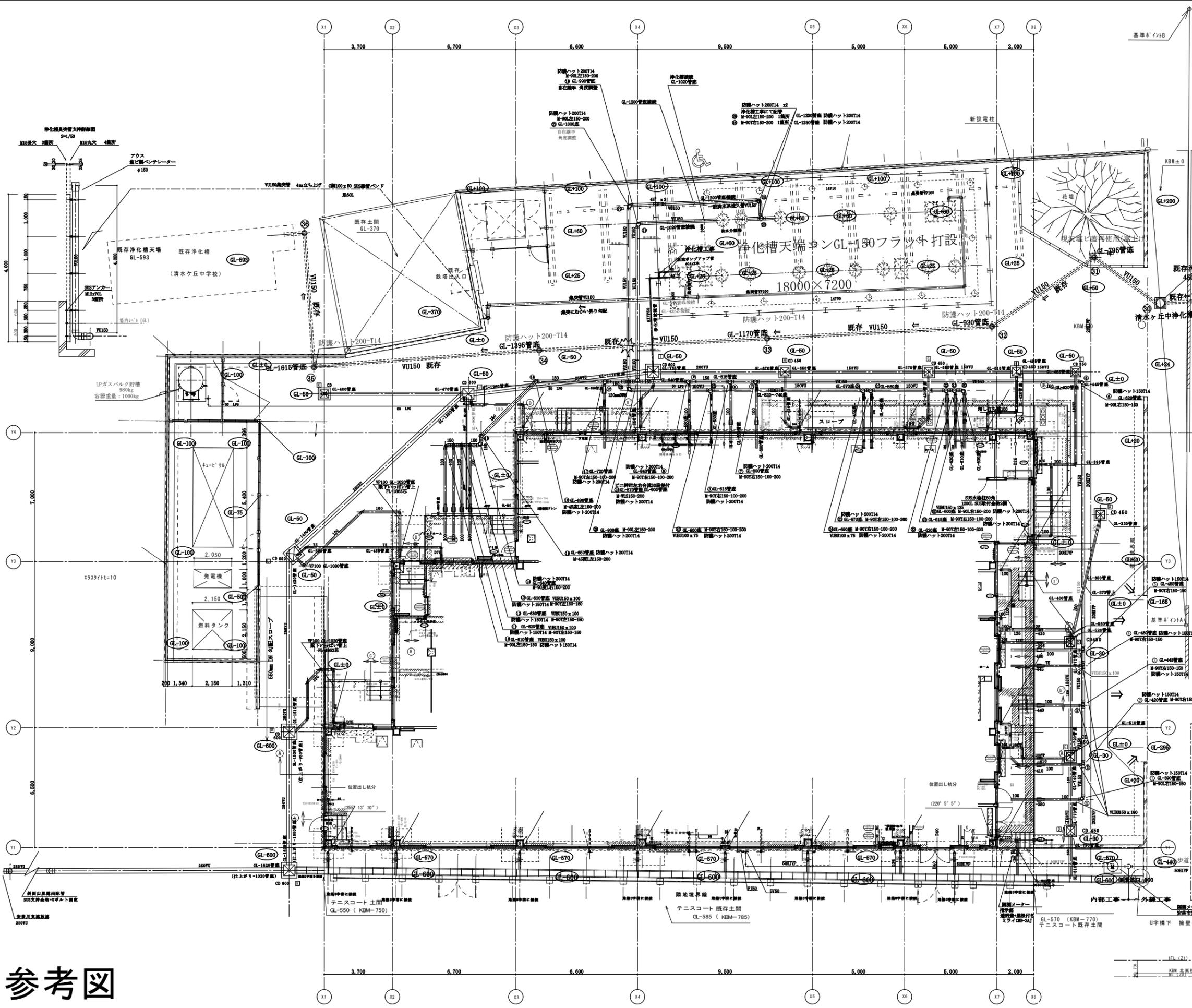
	官公庁等	打 合 せ 事 項	確 認 日
給水			令和 年 月 日
排水			令和 年 月 日
消防			令和 年 月 日
浄化槽			令和 年 月 日
ガス			令和 年 月 日
その他			令和 年 月 日

<p>株式会社 9 &amp; 9 設計</p> <p>高知県知事登録 116号</p> <p>高知県高知市比島町3丁目19番9号</p> <p>TEL: (088) 822-9191 FAX: (088) 822-9468 E-mail: kyukyukcb-net.ne.jp</p>	<p>MANAGED ARCHITECT</p> <p>一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一</p> <p>DRAWN BY</p> <p>一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正</p> <p>CHECKED BY</p> <p>一級建築士 大臣登録 90254 野中敏一</p>	<p>TITLE</p> <p>安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事</p> <p>SHEET NAME</p> <p>特記仕様書(2)</p> <p>DATE</p> <p>2025. 1. 25</p> <p>SCALE</p> <p>1/ NO SCALE A3出力: 71%</p>	<p>SHEET NO</p> <p>M-01-2</p>
--	--	--	-------------------------------



Y1	Y2	Y3	Y4
X1	X2	X3	X4
X5	X6	X7	X8

株式会社 <b>9 &amp; 9</b> 設計 キュウアンドキュウ 高知県知事登録 116号 高知県高知市比島町3丁目19番9号 TEL: (088) 822-9191 FAX: (088) 822-9468 E-mail: kyukyuu@kcb-net.ne.jp	MANAGED ARCHITECT 一級建築士 大臣登録 78562 吉永正一	TITLE 安芸市立学校給食センター洗浄室改修工事	
	DRAWN BY 一級建築士 大臣登録 336201 吉永憲正	SHEET NAME コンテナ洗浄室廻り給排水設備図	SHEET NO M-02
	CHECKED BY 一級建築士 大臣登録 90254 野中敏一	DATE 2025. 1. 30	SCALE 1/50
	A3出力: 71%		



ビル製インパットリスト

記号	樹種別	深さ	主管口径	樹径	設置別	備考
1	90°-L	-390	150A	φ150	φ150 防護ハット(T-14)	起点
2	90°-Y	-420	"	"	"	"
3	"	-445	"	"	"	"
4	"	-460	"	"	"	"
5	"	-485	"	"	"	"
6	90°-L	-620	"	"	"	"
7	90°-Y	-800	φ200	φ200	φ200 防護ハット(T-14)	"
8	"	-815	"	"	"	"
9	"	-840	"	"	"	"
10	90°-L	-610	"	φ150	φ150 防護ハット(T-14)	起点
11	90°-Y	-620	"	"	"	"
12	"	-630	"	"	"	"
13	"	-640	"	"	"	"
14	90°-L	-650	"	φ200	φ200 防護ハット(T-14)	"
15	45°-L	-660	"	"	"	"
16	"	-690	"	"	"	"
17	90°-Y	-720	"	"	"	"
18	90°-M/S	-870	"	"	"	"
19	90°-L	-990	"	"	"	厨排水最終
20	90°-L	-600	"	"	"	汚水系統起点
21	90°-Y	-615	"	"	"	"
22	"	-630	"	"	"	"
23	"	-670	"	"	"	"
24	"	-690	"	"	"	"
25	"	-860	"	"	"	"
26	90°-L	-900	"	"	"	"
27	"	-1000	"	"	"	"
28	"	-1230	"	"	"	"
29	"	-1250	"	"	"	汚水系統最終
30	"	-700	450□	"	新設MHA-450(9'鉄)	既存コンクリート層(学校浄化槽放流管)
31	90°-L	-795	"	φ200	φ200 既存樹脂製蓋	既存ビル製インパット(学校浄化槽放流管)
32	45°-L	-930	"	"	新設φ200 防護ハット(T-14)	"
33	スリット	-1170	"	"	"	"
34	スリット	-1,395	"	"	"	"
35	90°-L	-1,615	"	"	"	"
36	90°-L	-1,750	"	"	φ200 既存樹脂製蓋	"

ため排水(雨水)リスト

記号	樹種別	深さ	主管口径	樹径	設置別	備考
A	RC-2	-320	100	450□	CD-450	起点
B	"	-670	150	"	"	"
C	"	-740	"	"	"	"
D	"	-790	"	"	"	"
E	RC-1	-465	"	350□	CD-350	起点
F	RC-2	-515	"	450□	CD-450	"
G	"	-575	"	"	"	"
H	"	-670	200	"	"	"
I	RC-3	-1,170	"	600□	CD-600	合併処理浄化槽放流管7'入
J	"	-1,280	"	"	"	"
K	RC-2	-400	150	450□	CD-450	起点
L	RC-3	-1,420	200	600□	CD-600	"
M	"	-1,530	"	"	"	"
N	"	-1,620	"	"	"	放流

参考図



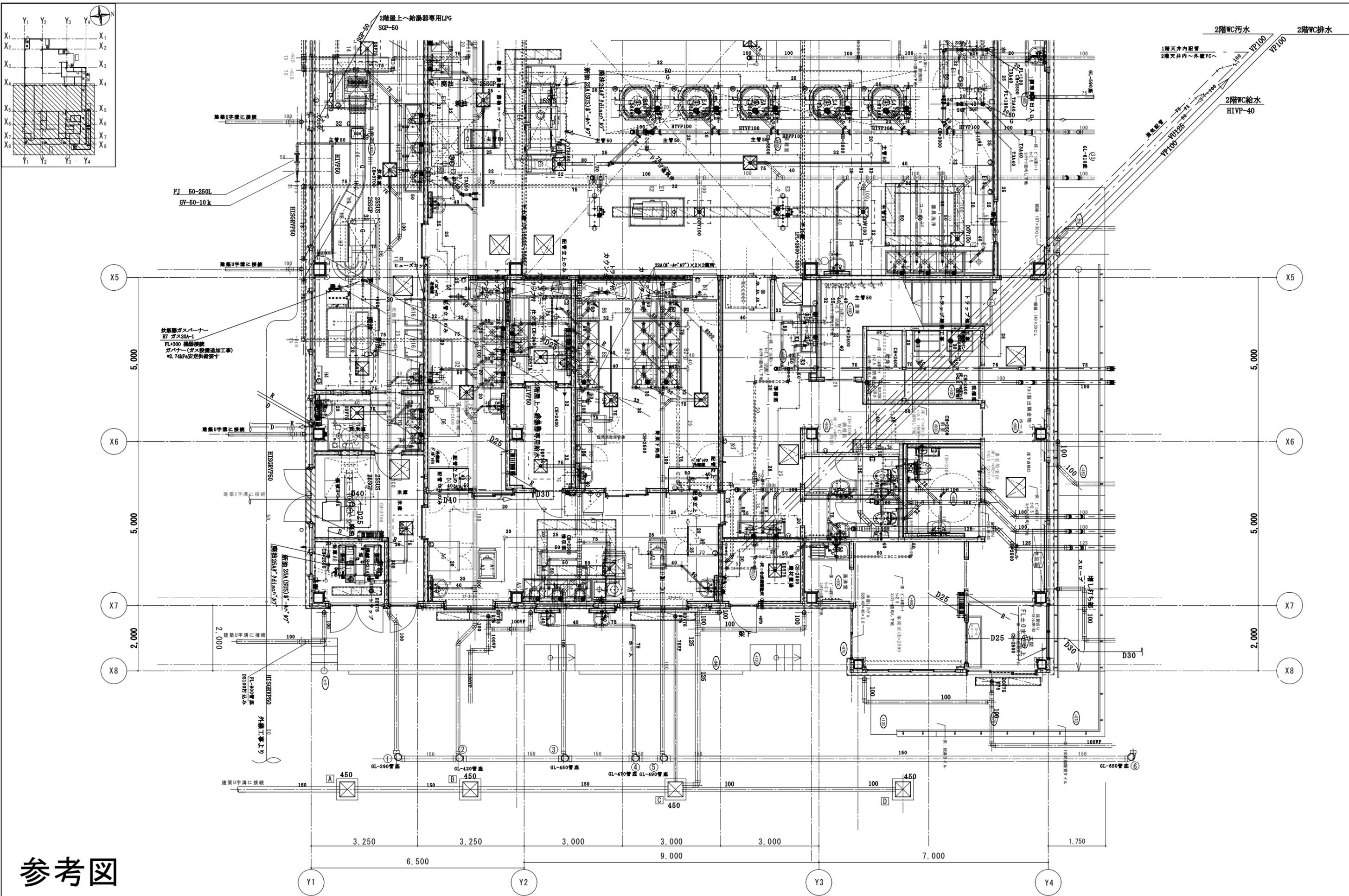
工事名称 安芸市立学校給食センター新築工事  
 有限会社 中澤設計事務所  
 高知市知寄町1-6-11 TEL(088)883-1183 E-mail:naseki@yahoo.co.jp

図面名称 給排水衛生設備 屋外平面図  
 縮尺 A1:S=1/100 1/50  
 A2:71%縮小 A3:50%縮小

管理建築士 1級建築士第117980号 中澤 廣夫  
 構造 1級建築士第271245号 加藤 一仁

担当 1級建築士第271245号 加藤 一仁  
 設備





参考図



株式会社 中澤設計事務所  
 高知市知寄町1-6-11  
 TEL(088)883-1183 E-mail: nasekki@yahoo.co.jp

工事名称 安芸市立学校給食センター新築工事  
 図面名称 給排水衛生設備 1階平面図②  
 縮尺 A1:S=1/50  
 A2:71%縮小 A3:50%縮小

管理建築士 1級建築士第117980号 中澤 康夫  
 担当 1級建築士第271245号 加藤 一仁  
 設備

完成年月 平成27年 12月  
 M-6